

神奈川県「就学告論文」は「被仰出書」の趣旨にそくしながらも、神奈川県が開港場横浜を擁するという地域の「特殊性」からも、教育の必要を強調している。啓蒙のために教育の必要を説くことは変わらないが、「況シテ各国交際ノ親睦ナル時ナレバ、我国ノ民トシテ今日ノ急務ニ勉勵セザルヲ得ンヤ……」と教育上における国際的視野の肝要を強く訴えている。さらに「就学告論文」は、続けてつぎのように述べてゐる。

「今般当県管下普く習書師ニ告示シテ文部省小学ノ規則ニ模範シ以テ子弟ヲ教導シ人材ヲ教育スル基本ト為サシメントス從來生徒ノ謝義等甚菲薄ニシテ其師タル者活計モ不利ナレバ、間々廃業セル者アリ是等ハ最モ注意周旋セズンバアル可カラズ就テハ管下市街鄉村ノ各戸子弟ノ有無ヲ論セズ身財多寡ニ随ヒ毎戸錢鈔ヲ糾募シ其金額ヲ戸長或ハ其所管ノ課長ニテ総轄シ規則ヲ定立シテ之ヲ各地ノ習書寮ニ分付シ生徒ノ束修謝儀及ヒ筆墨諸般ノ冗費ニ充ツベシ然レハ富有ノ者ハ格別カノ寒貧ノ子弟ト雖トモ聊カモ学資ノ憂慮ナク凡テ男女七歳以上ヨリハ皆入学セシメ猶余財アラハ要用ノ書籍ヲ購ヒ読マント欲スル者ニハ借覽セシムベシ此ノ如クナレバ貧賤富豪ノ差別ナク各々其知覺ヲ増進シ其志願ヲ成就シ之ヲ大ニシテ国家ノ恩ニ報ヒ富強ノ術ヲ施シ皇威ヲ万国ニ誇耀シ之ヲ小ニシテハ生活ノ業ヲ理シ或ハ貿易何ニ由ラズ利益ノ道ヲ開キ其身幸福子孫榮昌ナラン」(『教育史通史編』上)

「国家ノ恩ニ報ヒ富強ノ術ヲ施シ皇威ヲ万国ニ誇耀」するのためにこそ、教育があるのだというように国家意識をつよく打ちだしていた。

足柄県でも、この年(一八七三)三月に告論を出している。すでに足柄県では七二年四月の「中小建学ノ儀ニ付告論」のなかで、「門閥ヲ論ゼズ貴賤ヲ問ハズ」という機会均等主義的な色彩と、「天下有用ノ器トナリ万国鼎立ノ国勢ヲ補フニ至ラム事ヲ請フ」といった国家本位の教育理念を強調していた。それだけに、七三年の告論の文章が、「学科教則ハ人間日用ノ実際ニ涉リ自主ノ理由ノ権ヲ養成スルモノナレハ貴賤ヲ論セス男女ヲ問ハス日夜勉勵之ニ従事シ以テ智ヲ開キ才ヲ長シ生ヲ治ムル所以ノモノニシテ実ニ身ヲ立ルノ財本トモイフヘキモノ」と述べ、人材を教育して「天下有用ノ器トナサシメン」と、積極的に

「学制」理念を推進していかうとしたのは当然であった（『教育史通史編』上七）。

「国家ノ以テ富強安康ナルユエンノモノ世ノ文明人ノ才芸大ニ進長スルモノアルニヨラサルハナシ」（左院宛文部省伺 一八七二年）とする文部省の考えは、足柄県の告諭にもたしかに反映されていたのである。

進まない小 「学制」実施の基本方針ともいふべきことを明示した告諭と、「神奈川県学制」（一八七三年二月）、「当県（足柄）学校の設立 県 管下中学区域及小字建設条款」（一八七三年二月）とに基づいて、小学校が設立されることになる。神奈川県

の場合は小学校の設置単位を三百戸内外とし、行政区画の一小区（四、五か村）に一小学校を設置する方向でスタートを切ったが、文部省督学局は、この県の構想に対して、「人口凡六百ノ目的」に一小学区を区分することを指令した。指令はこれだけにとどまらなかった。文部省は、「神奈川県学制」のうち、小学校教育の基本にかかわる、就学年齢、学課等級などの点について、県の構想が全国画一を目ざした「学制」とそぐわないと判断していた。就学年齢を七歳から六歳に、あるいは学課の等級区分と進級方法について「小学校則」に「照準」することを文部省が指令したのもそのためであった。

文部省の指令から一か月後の一八七三（明治六）年四月、県は学区取り締りを任命し、正副区長と協力して学校設立資金の徴募など「学務一切」を処理することを通達して、「学制」の実施に取り組んでいく。さらに、五月には、権令大江卓が、小学校の設立は、戸長・副戸長の職掌にもかかわらず、「座視」し、あるいは故意になおざりにしている戸長らがいることから、このような戸長らには、必ず「沙汰」が下るといような威嚇的な言葉をちらつかせながら、小学校を至急設立することを重ねて命じている（『教育史資料編』二）。しかし、この年十月までに十一校の小学校が設立されたに過ぎなかった。

「学制」による小学校の設置が、何よりもまず維新政府の政策上の必要から押しつけたものであったし、経費も、就学者の自己負担であっただけに、いかに政府―県の命令とはいえ、住民が積極的に小学校を設立する気にはなれなかったのである。

それでもこの年の十二月末までには三百八十二校の小学校が開校した。しかし、その実態は、「大抵別ニ小学校ヲ設ケス従来習字家ノ類ニ稍修正ヲ加ヘテ小学ト為スモノニシテ其教則及授業ノ方法等末小学ノ体裁ヲ具セサル」というありさまであった。

県の強圧的な学校設立督励策の結果で、「学制」が構想する一小学区小学校一校の規定からはほど遠かった。それだけに、「人民向学ノ景況振ハサル」状況を打破しようとして、県官を各地に派遣し、説論と就学の勧奨を進めたところ、新設の学校が増えたといっても、公立小学校は四百十九校であった（『文部省第二年报』）。ちなみに、当時の人口が約五十二万五千二百人、一小学区がおよそ六百人を目安に区分され、一小学区一小学校設立という規定からすれば、達成率は約五割弱であった。

足柄県は、一八七三（明治六）年二月に、「中学区画及ヒ小学建設ノ儀」について、第一大学区督学局に伺書を提出して、小学校設立の基本方針を明らかにした。この伺書に添付された「当県管下中学区域及小学建設條款」と、三月に県下に布達された「別記條款」とによると、学区と学校の設立計画は、ほぼ次のとおりであった（『南足柄市関本区有文書』）。

当初、足柄県のうち相模国を二分して二中学区に分け、伊豆国を一中学区として、一小学区ごとに小学校二百十の総計で六百三十の小学校を設立することを目論んだが、県当局が、「地理ノ便宜及人口ノ粗密等実験精勘ノ末逐テ設立」すると述べざるをえなかったように、この計画は「目下ノ情態民力ヲ以テ一概ニ難行」なことであった。そこで、行政区域の一小区に模範となる一小学校を設立することから着手し、「土地ノ榮衰」、「人口ノ粗密」や民心の動向などを考慮しながら、逐次普及させようとした。この年六月に画定した足柄県の学区は、当初の三中学区六百三十小学区を、三中学区四百八十一小学区に縮小したものであった。

それでも、この年に設立された小学校は公立二百五十九校、私立九校に過ぎない。このことは、県当局が、民心の動向に考

慮を払いながら、小学校の増設を漸進的に進めることを目ざしていたことと無関係ではない。「学制」の規定する学校の設置を急いで、「徒ニ校数ヲ増加スルヲ要セハ却テ学費ヲ消耗スルノミナラス實際ノ教育殆ト画餅ニ属センコト」になるから、「学校ノ維持保護ノ方法」は、生徒の就学状況、父兄の教育的関心の向上、民力の学費負担などを「熟視」しながら確立していけばよいという方針であった（『文部省第二年報』）。

このような、足柄県の漸進的な学校設立策のもとで、一八七四（明治七）年に公立二百六十三校、私立五校、七五年までには公立二百七十五校、私立四校の二百七十九校が設立された。それでも一小学区、一小学校の「学制」からみると、達成率は五八割であった（『文部省第二・第三年報』）。

一八七六（明治九年）、足柄県が廃止されて、足柄県管内の相模国の地域が神奈川県に統合された。この地域の小学校百五十二校が加わり、新しい神奈川県の小学校数は、千百三十八小学区五百八十七校となった。学齢人員、十萬五百十一人のうち、生徒数は五万一千六百五十二人で、ほぼ学齢人員の半数が、就学していたに過ぎなかった。

中等教育機関の情況

「学制」には、中学校として工業学校・商業学校・農業学校・通弁学校や、外国語学校についても規定されている。「学制」期当初の本県の中等教育は小田原の小田原英学校（共同学校）と、横浜の市中公立修文館（横浜市学校）などによって担われていた。

いずれも変則中学であった（以下の記述は『教育史通史編』上による）。

小田原英学校は、系譜的には、小田原藩の藩校、集成館につらなる。集成館が明治維新後「文武館」と名を変え、廃藩置県後には「県学校文武館」と称された。足柄県設置後一時廃止されたが、一八七二（明治五）年四月に、有志者が共同して寄附金等で経費を賄う中学（共同学校）と小学（日新館）として、再び設置された。この中学が英学を主とする変則中学であったと

ころから、「共同学校」あるいは、「小田原英学校」と称された。しかし、この中学校は設立当初から経営状態がはかばかしくなかった。加えて、次項で述べるような、小学校の設置にともなう学校賦課金の増大は、有志者から、限られた数の生徒のために、中学校を維持する資金を引き出すことをますます難しくさせた。そこで、小学校の急設が、他方では教員養成機関の設置を促さざるをえないという状況のなかで、小田原英学校は、経営難から、文部省扶助金の下付を得ることのできる公立の学校として再生しようとした。

一八七四年七月、「英学生徒僅々ノ人員ヲ以テ破格ノ金額ヲ費シ資本ヲ衰耗センヨリ寧ロ英学ヲ当分廃シテ講習所ニ転セハ日用常行ノ普通学ヲ隆盛ナラシメンニハ若ス」という理由で、教員養成の目的に沿うように「教規」を改め、「講習所」と改称した。そしてこの年の十一月に、小田原英学校は廃止され、翌七五年一月には、校舎もすべて教員講習所に所属した。その後県が、講習所に予科として英学の併設を認めるよう二度にわたって文部省に伺いを出すという経緯を経て、教員講習所に英学が併設された。足柄県の中学校教育の燈はこのような形で、細々と維持し続けられたに過ぎなかった。小田原英学校の衰微に見られるように、一般的に、藩校の伝統を基盤にして設立された中学校でも、「学制」頒布後も学校として持続的な発展をとげたところは多くはなかったのである。

横浜の市中共立修文館の歩みも、「学制」が構想した中学校としての役割を十分には、はたさなかった。

この学校は、横浜の実業家である高島嘉右衛門が私財を投じて、明治四年（一八七二）十二月に「市民学校」「人民学校」の性格を持たせうよとして創設した「市学校」と、一時幕末に神奈川奉行所に設置され、維新後神奈川県によって復興された「修文館」（明治五年に啓行堂と改称）と、通弁、商業を教授する私塾「同文社」とが合併して成立したものである。一八七三年一月横浜市学校として開校し、後に市中共立修文館と改称された。この学校は県内外の学生に門戸を解放していたので、入学者の

三 小学校の維持と就学の実情

住民の負担

租税をはじめ、村入用、地租改正費、徴兵入用費など多くの負担を課せられていた人々にとって、「学制」の実施は、ますます負担を大きくした。政府は、「一切学事ヲ以テ悉ク民費ニ委スルハ時勢未タ然ル可カラサルモノアリ」と一応財政的な手立てを規定してはいたけれども、その実情は第七・八表のように、小学校の設立と運営費用に充てる小学委託金と県税金とが全学費収入に占める割合は、極端に少なく、学費のほとんどが民費と授業料、すなわち住民の負担によって賄われていたのである。

一八七三（明治六）年二月の「神奈川県学制」の第一四則は、授業料以外は、子弟の有無にかかわらず有志者からの寄附金を学校経費に充てることを定めている。寄附金が学校経費の経常的な収入源とされていた。収入源対策は、寄附金構想だけにとどまらなかった。県は学校経費を捻り出すために、あの手この手で住民に学費の負担をかけていった。

一八七四（明治七）年には、有志の寄附金に加えて、「旧高反別割」、「戸数割」による学費賦課の方法を設けて、学費負担を住民全体にまで押し広げていった。また、就学督励との兼ね合いで、学費を得る便宜的な手段として貧富にかかわらず子供が出生した際に、桑茶梅などの四木・果実の栽培をも奨励している（『文部省第二年報』）。

一八七四年から七七年に至る神奈川県の学費収入の状況は、第七表のとおり、学費収入の大半が授業料と民費であり、寄附金と高反別割、戸数割に基づく学区内集金によって維持されている。しかも経常的な収入源である寄附金は、寄附というより、強要された寄附同然であった。寄附金を拠出する学区は、きわめて少なかったようである。そのため県参事は学区取締を

第7表 神奈川県の学費収入状況

費目	1874年	1875年	1876年	1877年
前年より繰越	10,346・947円 (26.2)	13,320・557円 (12.8)	35,058・632円 (18.1)	23,220・874円 (13.4)
生徒授業料	7,395・377 (18.7)	12,834・933 (12.3)	19,788・491 (10.2)	17,716・403 (10.2)
寄附金	7,100・982 (18.0)	15,961・419 (15.3)	28,142・980 (14.5)	8,653・445 (5.0)
学区内集金	5,362・320 (13.6)	2,682・025 (2.6)	52,762・199 (27.2)	40,909・644 (23.6)
委託金	7,321・320 (18.5)	10,161・828 (9.7)	14,394・727 (7.4)	12,370・374 (7.1)
諸金利子	2,016・366 (5.1)	31,608・679 (30.3)	33,510・400 (17.3)	67,070・892 (38.7)
諸入金		17,823,756 (17.1)	3,613・081 (1.9)	338・867 (0.2)
県税金			6,723・255 (3.5)	3,000・000 (1.7)
合計	39,543・242 (100)	104,393・197 (100)	193,993・765 (100)	173,280・497 (100)

() は割合をしめす。『文部省年報』から

県庁に呼びつけて、寄附金の拠出を学区内住民に説諭するよう命じている。学区取締は県庁と小学校と住民との間に立って、督促や斡旋、さらに奨励のために県から木盃を下賜するなどの手段を講じて、ようやく寄附金を徴収していた(『相模原市史』第三巻)。足柄県では、権令の柏木忠俊が率先して寄附金を出し、県官もそれにならう方法で、寄附金の拠出を作り出していった。町村内からの寄附金徴収も一八七五(明治八)年には、相模国の約三万九千四百戸のうち、約一九割にあたる七千五百戸が寄附に応じている。

寄附金、学区内集金、諸金利子など住民の負担部分は、授業料を含めると、莫大げんたいな割合を占めていた。たとえば、七四(明治七)年の神奈川県全体の学費収入のうち、これらの民費が約五五割も占めていて、前年度繰越分は約二六割で、委託金、すなわち公金は一八割に過ぎなかった。足柄県では民費の負担が九割以上にも達していた。民費負担の内容に立ちいって見てみると、足柄・神奈川県の合併後、寄附金と学区内集金による負担の割合が第八表のとおり、ますます増大している。しかも寄附金の額は、一八七六(明治九)年の二万八千四百二十一円余を最高に、七七年は前年の約三〇・七割に過ぎない八千六百五十三円となり、順次

第2章 神奈川県再編と諸改革

第8表 本県教育費に占める寄附金・積金・利子の割合

年	寄附金・ 学区内集金	積金・利子	計
1876	42%	17%	59%
1877	29	39	68
1878	28	47	75
1879	30	48	78
1880	47	31	78
1881	55	31	86
1882	52	29	81
1883	50	28	78

『神奈川県教育史通史編』上から

減額して、八三年には二千八百五十四円となる。寄附金が減ると、その分は、学区内集金で補わなければならない。賦課金に頼らざるをえなくなる。だが、それは住民の負担増を意味し、学校に対する反感を生み出さないと限らない。しかし、学校の維持は、もっぱら民費に頼らざるをえなかった。一八七六年の「神奈川県教育会議」は、学校経費の収入源確保のひとつとして、「物産営業等定税ノ外幾分乎増シ」て積み立てる方法と、祭礼時の芝居、相撲、山車、屋台などに「学税トシテ金若干」を賦課することを決めて、その具体的な方法を各大区で協議決定して、県に報告することを命じている（『教育史資料編』一）。また、物品税と興行税の一部を、学校経費の財源とすることを認めたのである。

県のこの命令に対して、県下各大区から課税対象について頻繁に問合せが出されるが、非生産的で冗費とみられる芝居・相撲などの興業のほか、念仏講のような講中や、財産状態に応じて、雛人形、五月幟、七夕祭、紐解祝儀などに賦課金を課すというように、住民の生活行為や行事などが課税対象とされていた（『教育史資料編』一）。

学税を徴収して学校資金の増額を求めるとしてしたが、もともと学税の収入額は不定であるだけでなく、多くの収入額を求めること自体に無理がある。結局、学校資金の蓄積は、一八七七（明治十）年の時点で、県全体で「真ノ蓄積金ナルモノハ十分ノ二三三居ル」という状態であった（『文部省第五年報付録』）。それだけに、関係住民の並々ならぬ負担があつてはじめて、学校が維持されたのである。学校費総収入のうち九八割を村民が負担していて、なおかつ支出の約八割も不足していた村もあるが、しよせんこの不足分も、住民のフトコロから捻り出さなければならなかった（『町田市史』。「学制」頒布

後五年、これが民費丸抱えといわれる「学制」体制の実情であった。

就学の督促

一ツトセイ 人並ラシイ面ヲシテ新聞御触モ知レヌ人 コノフツゴウナ

二ツトセイ 二人トナイ子ヲ大事ガリ学校へ出サズニ悪遊ビ コノイツマデモ

「学制」頒布後約一年、一八七三（明治六）年十二月ごろ、「十二トセイ 十人優レテ覚エタラ御上ノ御恩ガシレマシヨウ
コノアリガタヤ」と歌い終わる、就学奨励をもち込んだ「新版学校手毬唄」が、当時の小学校教員の「手控帳」に書き記されている（『相模原市史』）。

「学制」の要求する教育は、「邑に不学の戸なく家に不学の人なからしめんことを期す」ることであった。「空理虚談」を排して「実用の学」を教育する場所が小学校であった。しかし、その小学校では、「樵夫や百姓の子供を駆り集めて、……北米合衆国大統領ワシントンが何時生れたとか……斯ういふ調子の教育が行はれて居ったのである」（『江木千之翁経歴談』）から、教え説く「実用の学」が、「立身出世」、「治産昌業」の「財本」と受けとめられなかった。むしろ、授業料の自己負担だけでなく、学区費、教材費、学校費などの学資金の負担を課せられて、「民費は嵩む、学ぶ所は日常生活には用がない、これでは困ると云ふ苦情」が各地でたちあられわれていた（『江木千之翁経歴談』）。このような苦情は、一家の貴重な労働力である学齢期（満六歳以上）の子弟を持つ家では、労働力の一部を、定められた休暇日以外、原則として午前九時から午後三時まで学校に拘束されるので、就学は大きな損失となるといふ事情と重なり合っていたと見られる。「二人トナイ子ヲ大事ガリ学校へ出サズ」と歌われている背後には、このような労働力の犠牲を強いられる人たちのやる瀬ない気持が表現されていた。

学齢に達した子弟を、近くの学校へ「差出」し、「其愛育ノ情ヲ厚クシ子弟ヲシテ必学ニ従事セシムヘク」（一八七三年「神奈

第2章 神奈川県再編と諸改革

第9表 足柄県・神奈川県公立小学校就学状況

	年	男	女	男女合計
神奈川県 (多摩郡を含む)	1873	49.6%	28.4%	39.5%
	1874	50.6	29.1	40.2
	1875	50.1	29.8	40.6
足柄県 (伊豆国を含む)	1873	58.9	24.9	42.7
	1874	55.3	22.7	39.4
	1875	65.6	29.7	49.7
神奈川県 (多摩三郡を含む)	1876	62.8	36.3	50.2
	1877	58.9	32.3	46.2
	1878	59.3	31.2	45.8
	1879	58.0	36.4	48.8
	1880	57.1	29.5	44.0
	1881	55.8	28.6	42.5
	1882	61.0	34.1	47.9
	1883	63.0	37.0	50.4
	1884	62.2	36.8	49.8
	1885	59.1	33.8	46.8
	1886	57.6	33.2	45.7

『神奈川県教育史通史編』上から

川県学制」、「学制につき足柄県告諭」ことと、就学は強制的な義務とされていた。だが、小学校の設立も思うように進んでいなかったのが実情であったから、せめて就学問題を解決していかねければ、「国民皆学」の方針は、方針倒れとなる。そこで打開策として取られたのが、「学制」を受け入れる基盤をじっくりとつくり出すことではなく、一にも二にも「強迫」に等しい就学の督促であった。文部省、県庁、学区取締、学校世話役、戸長などがそれぞれ就学の勧奨と督促にあたった。たとえば、一八七三（明治六）年二月八日付の『横浜毎日新聞』は、学区取締などが「甲乙東西ニ奔走シ児輩ノ齡、入学ニ適スル有ハ其父兄ヲ促シ奨励」にたずさわっていることを報道している。

ところで、「学制」下の教育行政機構は、文部省（督学本部）↓第一大学区督学局↓神奈川県学務掛・足柄県学校掛↓学区取締↓区戸長・学校世話役という指揮系統によって動いていた。一八七四（明治七）年十月、神奈川県令中島信行は、六歳以上の子供で就学していない者がいる場合は、父兄を「取札」してその理由を学区取締に届出、さらに県庁へ申し立てることを各区の正副戸長、学区取締に通知して、就学の督促を命じている。実際の就学状況は、第九表の通りで、足柄県と神奈川県が合併する一八七六年以前の三年間の平均で、神奈川県は約四〇・一割、足柄県が約四三・九割の就学率に過ぎなかった。小学校の設立達成